

佐賀県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原鳥栖線	鳥栖市安楽寺町字村上七六四番二〇地先から 鳥栖市高田町字中の坪二〇三番一地 先まで	平成二四・三・九